（様式７－４号）

|  |
| --- |
| 第　　　　　　　号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　様  　　 ○○広域振興局長  住居確保給付金変更支給決定通知書(規則第11条第１項１号の規定による支給)  　　　　　年　　月　　日付第　　　　号で支給決定を行った住居確保給付金については、　　　　年　　月　　日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。  記  １　変更内容  □　支給額　　　　　　　　月額　　　　　　　　円  □　支給方法（代理受領に変更等）  ２　１の変更内容の適用後の支給期間  　　　　　　　　　年　　月（　　　　年　　月家賃相当分）から  　　　　　　　　　　　　　　　年　　月（　　　　年　　月家賃相当分）まで  ３　変更理由　　　（例）  　　　　　　　　　　　申請者から給付対象となる住宅の家賃が変更になったと申請があったため。  　　　　　　　　　　　申請者から、貸主等への口座振込による方法等（代理受領）への受給方法の変更の申請があったため。  ４　対象となる住宅　　名称  　　　　　　　　　　　所在地 |

１ この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に処分を行った都道府県等の長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２ また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に処分を行った都道府県等を被告として（訴訟において当該都道府県等を代表する者は当該都道府県等の長となります。）、提起することができます。

　　ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。